

コイヘルペスウイルス（KHV）病の発生について

令和6年9月30日に県内水面水産研究所の一次検査でKHV病陽性となった下記検体について、(国研)水産研究・教育機構水産技術研究所病理部に確定診断を依頼していたところ、10月3日に陽性が確定したのでお知らせします。

1 確定診断日

令和6年10月3日（木）

2 診断機関

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所病理部

3 発生場所

山形市内の養鯉場（ニシキゴイ）

4 診断結果

3検体中3検体で陽性

5 今後の対応

当該養殖業者には、まん延防止のため持続的養殖生産確保法に基づく防疫措置（移動禁止命令、処分命令、飼育施設・器具等の消毒命令）を実施します。

6 KHV病に関する相談

KHV病については、コイ以外の魚や人への感染はなく、仮に感染魚を食べても人体に影響はありませんが、KHV病に関して不安を感じている方は、コイの購入元に御確認いただくか、県水産振興課（電話 023-630-3071）または県内水面水産研究所（電話 0238-38-3214）へ御相談ください。なお、今回の事例においては外部への販売等の移動は確認されていません。

(参考) コイヘルペスウイルス病とは

- KHVの感染によって発生する疾病で持続的養殖生産確保法で定められた特定疾病である。
- コイ（マゴイ及びニシキゴイ）に特有な疾病であり、摂餌不良やエラの退色などの症状が現れ、死亡に至る。コイ以外の魚や人への感染はなく、仮に感染魚を食べても人体に影響はない。

《問い合わせ先》

農林水産部水産振興課

担当 課長補佐（水産業成長産業化担当） 板本健児

電話 023-630-2445

[報道監] 農林水産部次長 高橋和博